

茨城県報 号 外

昭和42年 6 月26日

月 曜 日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目 次

規 則

●茨城県公害防止条例施行規則.....	1
●公害発生のおそれのある施設又は作業で届け出を要するものを定める規則.....	7

規 則

茨城県規則第35号

茨城県公害防止条例施行規則を次のように定める。

昭和42年 6 月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県公害防止条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城県公害防止条例(昭和41年茨城県条例第63号。以下「条例」という。)

第17条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設等の届け出)

第2条 条例第8条の規定による届け出は、様式第1号によるものとする。

2 前項の届け出は、届け出に係る施設の設置場所又は作業の場所を管轄する市町村長を経由するものとする。

(公害防止措置届)

第3条 条例第11条の規定による届け出は、様式第2号によるものとする。

(立入調査等の身分証明書)

第4条 条例第12条第2項の規定による証明書は、様式第3号によるものとする。

(調査の請求書)

第5条 条例第13条の規定による調査の請求は、様式第4号によるものとする。

2 前項の請求は、請求者の居住地(法人にあつては、その所在地)を管轄する市町村長を経由するものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接知事に請求することができる。

付 則

この規則は、昭和42年 7 月 1 日から施行する。

様式第1号(甲)

公害発生のおそれのある施設(作業)届												受理 No				
年 月 日																
茨 城 県 知 事 殿																
届出人 住 所				都府 道県		区 市 郡		町 村		大字		番地				
氏 名 印 (名称・代表者印)																
届けの内容(該当する□の中に✓印をつけ、()の中の該当するものを○で囲むこと。)																
☐ 施設(新設, 増設, 変更, 移転, 昭和42. 7. 1以前からある施設)																
☐ 作業(開始, 拡大, 昭和42. 7. 1以前から行なっている作業)																
工場、 事業場等	所在地				市 郡		町 村		大字		番地		名 称			
	業 種				公害担当者名				電話番号				局 番			
	※製造品目(日本標準産業分類 の細分類による。)				※設備投資額				※年産額				千円 トン			
※ 参 考 事 項	使用原材料				使用薬品											
	種類				種類											
	1日当 り 使用量				1日当 り 使用量											
	トン				kg											
	トン				kg											
	トン				kg											
	トン				kg											
	トン				kg											
使用燃料(ばい煙に関係ある場合 だけ記入すること。)																
煙(排)突(ばい煙に関係ある場合だけ記入すること。)																
事 項	種類				高 さ				m				m			
					内口径				m				m			
	1日当 り 使用量				本 数				本				本			
	kg				本				本				本			
経 由	用排水(汚水, 廃液に関係ある場合だけ記入すること。)															
	用水量				水源の種類				排水量				排水先(流入する河川)			
	m ³ /日				□水道 □地下水 □()				m ³ /日							
年 月 日																
市 町 村 公 印																

- 注 1 この届けは、甲と乙の様式を組み合わせで使用し、様式第1号(乙)は公害の種別ごとに別紙とする。
- 2 構造及び使用方法又は作業の方法については、カクログ等によつて判断できる場合は、それをもつて記入にかえることができる。
- 3 ※印の欄は、施設の新設又は作業の開始以外の届けの場合は、施設の新設又は作業の開始の届けに記入した事項と変更のないものは記入を要しない。
- 4 添 付 書 類
- (1) 届けようとする施設の所在地又は作業の場所付近の環境図(おおむね半径500m範囲とし、主要建物等を図示し、施設又は作業の場所からのそれぞれの距離等を記入する。なお、汚水又は廃液に係る届け出については、河川等までの排水径路を記入すること。)
- (2) 工場又は事業場等内の建物の配置図(この届けの施設等の場所を明示すること。)
- (3) 施設に関する届けの場合は製造工程図

様式第1号(乙)

届け出ようとする施設又は作業(枚中 枚目)					受理 No.	
工場又は 事業場	所在地 市 郡 町 大字 番地	名称				
公害の種類(該当する□の中に✓印をつけること。)						
☐ ばい煙 ☐ 粉じん ☐ ガス ☐ 臭気 ☐ 汚水 ☐ 廃液 ☐ 騒音 ☐ 振動						
名 称	規 模 (能力)	数 量	構造及び使用 の方法又は作 業の方法	使 用 の 開 始 (作業の場合は、終了 日も記入すること。)	使用時間	備 考
				年 月 日から (年 月 日まで)	時から 時まで	
				年 月 日から (年 月 日まで)	時から 時まで	
				年 月 日から (年 月 日まで)	時から 時まで	
				年 月 日から (年 月 日まで)	時から 時まで	
				年 月 日から (年 月 日まで)	時から 時まで	
				年 月 日から (年 月 日まで)	時から 時まで	
				年 月 日から (年 月 日まで)	時から 時まで	
				年 月 日から (年 月 日まで)	時から 時まで	
				年 月 日から (年 月 日まで)	時から 時まで	
公害防止の具体的措置 (除じん、浄化等の公害防止施設の規模、能力及び設置箇所並びに しやへい物等の設置状況を記入すること。なお、振動の場合は施 設の基礎工事の概要もあわせて記入すること。)						

様式第2号

公 害 防 止 措 置 届

年 月 日

茨 城 県 知 事 殿

届出人 住 所 都府 区市 町大字 番地
道県 市郡 村

氏 名 印
(名称・代表者印)



工場事業場等の名称

所在地 市 町 大字 番地
郡 村

公害の防止措置の概要

措置完了

年 月 日

様式第3号(縦9.2cm, 横10.1cm)

表

写 真		第	号
縦	3 cm		
横	2 cm		
茨城県	職 名		
	氏 名		
	年	月	日生
茨城県公害防止条例に基づく立入調査(検査)職員の証			
年	月	日	
茨城県知事	氏	名	印

裏

茨城県公害防止条例抜すい

(報告及び立入調査等)

第12条 知事は、この条例の施行に必要な限度において関係者に対して報告を求め、又は職員を必要な場所に立ち入らせ調査若しくは検査をさせることができる。

2 前項の規定により立ち入り調査又は立ち入り検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときはこれを提示しなければならない。

(罰則)

第18条

3 次の各号の一に該当する者は1万円以下の罰金に処する。

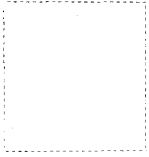
(2) (前略)立入調査若しくは立入検査を正当な理由なく拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(両罰規定)

第19条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

様式第4号

公 害 調 査 請 求 書

		年		月	日
茨 城 県 知 事 殿					
請求者 住 所		市 郡	町 村	大字	番地
氏 名 印					
職 業		電 話		局	番
公害発生 の事業等	所在地	市 郡	町 村	大字	番地
	工場(事業場)名			電話 局 番	
	発生箇所			業種	
公害を受ける(おそれのある)地域					
公害の種類 (該当する□の中に✓印をつけること。)					
☐ ばい煙 ☐ 粉じん ☐ ガス ☐ 臭気 ☐ 汚水 ☐ 廃液 ☐ 騒音 ☐ 振動					
請求 の 趣 旨	公害を受ける(おそれのある)世帯数		請求に至った経過		
	要望する措置				
付近の見取図					
経 由	年 月 日				公 印
	市 町 村 長				

茨城県規則第36号

公害発生のおそれのある施設又は作業で届け出を要するものを定める規則を次のように定める。

昭和42年6月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

公害発生のおそれのある施設又は作業で届け出を要するものを定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城県公害防止条例(昭和41年茨城県条例第63号。以下「条例」という。)

第8条の規定に基づき公害発生のおそれのある施設又は作業について定めるものとする。

(ばい煙を発生する施設)

第2条 ばい煙を発生する施設は、別表第1の第1欄に掲げる用に供する第2欄に掲げるものであつて、第3欄に掲げる規模のものとする。

(粉じんを発生する施設)

第3条 粉じんを発生する施設は、別表第2の第1欄に掲げる用に供する第2欄に掲げるものであつて、第3欄に掲げる規模のものとする。

(ガスを発生する施設)

第4条 ガスを発生する施設は、別表第3の第1欄に掲げる用に供する第2欄に掲げるものであつて、第3欄に掲げる規模のものとする。

(臭気を発生する施設又は作業)

第5条 臭気を発生する施設又は作業は、別表第4の第1欄に掲げる用に供する第2欄に掲げるものであつて、第3欄に掲げる規模のもの又は第1欄に掲げるもので第3欄に掲げる規模のものとする。

(汚水又は廃液を発生する施設)

第6条 汚水又は廃液を発生する施設は、別表第5の第1欄に掲げる用に供する第2欄に掲げるものであつて、第3欄に掲げる規模のものとする。

(騒音を発生する施設又は作業)

第7条 騒音を発生する施設又は作業は、別表第6の第1欄に掲げる用に供する第2欄に掲げるものであつて、第3欄に掲げる規模のもの又は第1欄に掲げるもので第3欄に掲げる規模のものとする。

2 前項の規定は、騒音を発生する施設が屋内にあり、かつ、当該建造物の位置が隣接地との境界線上から50メートル(碎木機、コンクリート管又はコンクリート柱製造機、鍛造機及び機械プレスについては100メートル)以上離れているものについては適用しない。

(振動を発生する施設)

第8条 振動を発生する施設は、別表第7の第1欄に掲げる用に供する第2欄に掲げるものであつて、第3欄に掲げる規模のものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の施設について準用する。

(適用除外)

第9条 第2条から前条までの規定により届け出を要するとされた施設又は作業のうち、清掃法(昭和29年法律第72号)第13条第1項、へい獣処理場等に関する法律(昭和23年法律第140号)第3条第1項若しくは第2項、と畜場法(昭和28年法律第114号)第3条第1項若しくは第3項又は毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第22条第1項、第2項若しくは第3項の規定により、許可を受け、又は届け出を行なつたものについては、この規則を適用しない。

付 則

この規則は、昭和42年7月1日から施行する。

別表第1

ばい煙を発生する施設

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
1 工場、事業場等に用いるもの	(1) ボイラー(電気ボイラー、発熱ボイラー及び硫黄化合物の含有率が容量比で100分の1以下であるガス(以下「希硫ガス」という。)を燃料として専焼させるものを除く。)	日本工業規格B8201及びB8203の伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積が30平方メートル(条例第5条第1項に規定する地域については10平方メートル)以上であるもの
	(2) 乾燥炉(電気炉及び希硫ガスを燃料として専焼させるものを除く。)	火格子面積(火格子の投影面積をいう。)が1平方メートル以上であるか、微粉炭用バーナーの容量が1時間当たり100キログラム以上であるか、液体燃料用バーナーの容量が1時間当たり100リットル以上であるか又は固体燃料使用量が1時間当たり100キログラム以上であるもの
	(3) 焼却炉	火格子面積が2平方メートル以上であるもの
2 食料品の製造に用いるもの	直火炉(希硫ガスを燃料として専焼させるものを除く。)	火格子面積が1平方メートル以上であるか、微粉炭用バーナーの容量が1時間当たり100キログラム以上であるか、液体燃料用バーナーの容量が1時間当たり100リットル以上であるか又は固体燃料使用量が1時間当たり100キログラム以上であるもの
3 無機化学工業製品の製造に用いるもの	(1) ばい焼炉(電気炉及び希硫ガスを燃料として専焼させるものを除く。)	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上であるもの
	(2) か焼炉	

	(3) 反応炉(カーボンブラック反応装置を含み、希硫ガスを燃料として専焼させるものを除く。)	火格子面積が1平方メートル以上であるか、微粉炭用バーナーの容量が1時間当たり100キログラム以上であるか、液体燃料用バーナーの容量が1時間当たり100リットル以上であるか又は固体燃料使用量が1時間当たり100キログラム以上であるもの
	(4) 直火炉(希硫ガスを燃料として専焼させるものを除く。)	
4 水性ガス又は油ガスの発生に用いるもの	ガス発生炉(油ガスの発生に用いる炉にあつては、断続式的のものに限る。)	原料として石炭(コークスを含む。以下同じ。)を使用するものにあつては、原料用石炭の処理能力が1日当たり15トン以上、原料として炭化水素油を使用するものにあつては、加熱用炭化水素油の燃焼能力が1日当たり3キロリットル以上であるもの
5 石油の精製又は廃油の再生に用いるもの	(1) 加熱炉	火格子面積が1平方メートル以上であるか又は液体燃料用バーナーの容量が100リットル以上であるもの
	(2) 流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に付着する炭素の燃焼量が1時間当たり100キログラム以上であるもの
6 石油化学製品又はコールタール製品の製造に用いるもの	加熱炉(希硫ガスを燃料として専焼させるものを除く。)	火格子面積が1平方メートル以上であるか、微粉炭用のバーナーの容量が1時間当たり100キログラム以上であるか、液体燃料用バーナーの容量が1時間当たり100リットル以上であるか又は固体燃料使用量が1時間当たり100キログラム以上であるもの
7 窯業土石製品の製造に用いるもの	(1) 焼成炉(電気炉及び希硫ガスを燃料として専焼させるものを除く。)	火格子面積が1平方メートル以上であるか、微粉炭用バーナーの容量が1時間当たり100キログラム以上であるか、液体燃料用バーナーの容量が1時間当たり100リットル以上であるか、又は固体燃料使用量が1時間当たり100キログラム以上であるもの
	(2) 溶融炉(電気炉及び希硫ガスを燃料として専焼させるものを除く。)	
8 鉄鋼業に用いるもの	(1) 焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)	原料の処理能力が1時間当たり2トン以上であるもの
	(2) 溶鋳炉	
	(3) 転 炉	
	(4) 平 炉	
	(5) 溶解炉	

	(6) 電気炉(酸素吹込式のものに限る。)	電気容量が1,000キロボルトアンペア以上であるもの
	(7) 加熱炉(電気炉及び希硫ガスを燃料として専焼させるものを除く。)	火格子面積が1平方メートル以上であるか、微粉炭用バーナーの容量が1時間当たり100キログラム以上であるか、液体燃料用バーナーの容量が1時間当たり100リットル以上であるか、又は固体燃料使用量が1時間当たり100キログラム以上であるもの
9 金属製品又は各種の機械及び器具の製造に用いるもの	(1) 加熱炉(電気炉及び希硫ガスを燃料として専焼させるものを除く。)	火格子面積が1平方メートル以上であるか、微粉炭用バーナーの容量が1時間当たり100キログラム以上であるか、液体燃料用バーナーの容量が1時間当たり100リットル以上であるか又は固体燃料使用量が1時間当たり100キログラム以上であるもの
	(2) 溶解炉(電気炉及び希硫ガスを燃料として専焼させるものを除く。)	
10 建設工事に用いるもの(同一場所において引き続き30日以上設置する場合に限る。)	アスファルトプラント	混合能力が1時間当たり3トン以上であるか、液体燃料用バーナーの容量が1時間当たり50リットル以上であるもの

別表第2

粉じんを発生する施設

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
1 工場、事業場等に用いるもの	粉塊運搬用コンベア(屋内に設置するもの及び常時移動させるものを除く。)	地上2メートル以上に設置するものであつて、機長の総延長が100メートル以上であるもの
2 繊維製品の製造に用いるもの(設置個所が隣地から50メートル以上離れている場合を除く。)	(1) 動力打綿機	すべてのもの
	(2) 動力混打綿機	
3 活性炭の原料製造に用いるもの	素灰製造施設	すべてのもの
4 農薬の製造に用いるもの	(1) 混合又は調合施設及びこれに類するもの	すべてのもの
	(2) 包装施設	

5 窯業土石製品の製造に用いるもの	(1) 粉碎施設(湿式のもの除く。)	処理能力が1時間当たり1トン以上であるもの
	(2) ふり分け施設	
	(3) 包装施設(粉状の物を包装するものに限る。)	
6 粉塊状の原料並びに製品又は中間品の置場として用いるもの(屋外に設置するものに限る。)	置場施設又はこれに類するもの	面積が330平方メートル以上であるもの

別表第3

ガスを発生する施設

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
1 塩素の製造に用いるもの	電解そう	すべてのもの
2 合成樹脂又は天然樹脂の加工に用いるもの	(1) 反応施設	すべてのもの
	(2) 熱処理施設	
3 石油の精製又は石油化学製品の製造に用いるもの	廃ガスの廃棄施設	すべてのもの
4 石炭又は木炭の乾溜製品の製造に用いるもの	(1) 乾りゆう炉	すべてのもの
	(2) コークス炉からタール及びガス液を分離する施設	
5 鉄鋼業に用いるもの	(1) 酸又はアルカリによる洗浄施設	すべてのもの
	(2) メツキ施設	
6 非鉄金属の精錬に用いるもの	アルミニウム、銅、鉛、亜鉛又は水銀の精錬施設のうち電解施設	すべてのもの
7 金属製品又は各種の機械及び器具の製造に用いるもの	(1) 酸又はアルカリによる洗浄施設	すべてのもの
	(2) メツキ施設	
8 金属の回収に用いるもの	電線焼却施設	すべてのもの

別表第4

臭気を発生する施設又は作業

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
1 動物及びその廃棄物を原料とする肥飼料の製造に用いるもの	(1) 原料置場	すべてのもの
	(2) 蒸解施設	
	(3) 乾燥施設	

2 でん粉の製造に用いるもの	でん粉かすだめ	すべてのもの
3 合成樹脂の焼却の作業		継続時間が3時間以上で1回の焼却量が100キログラム以上であるもの

別表第5

汚水又は廃液を発生する施設

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
1 畜肉製品の製造に用いるもの	(1) 血抜き施設	すべてのもの
	(2) 脱毛施設	
	(3) 原料処理施設	
	(4) 洗浄施設	
	(5) 湯煮施設	
2 前号に掲げる製品以外のかん詰又はびん詰及びこれに類するものの製造に用いるもの	(1) 洗浄施設	すべてのもの
	(2) 湯煮施設	
3 酒類の製造に用いるもの	(1) 蒸りゆう施設	すべてのもの
	(2) 洗浄施設	
4 でん粉の製造に用いるもの	(1) 沈でん池又はこれに類する施設	すべてのもの
	(2) 渋だめ又はこれに類する施設	
5 ぶどう糖又は水あめの製造に用いるもの	(1) 原料でん粉製造施設	すべてのもの
	(2) ろ過施設	
	(3) イオン交換精製施設	
6 繊維製品の製造に用いるもの	(1) 洗毛施設	すべてのもの
	(2) 化炭施設	
	(3) 精練施設	
	(4) シルケット施設	
	(5) 漂白施設	
	(6) 染色施設	
7 紙又はパルプの製造に用いるもの	(1) 湿式皮むき機	
	(2) 蒸解施設	

	(3) 洗 浄 施 設	すべてのもの
	(4) さ ら し 施 設	
	(5) 抄 紙 施 設	
8 無機顔料の製造に用いるもの	(1) べんがらの製造施設のうち排ガス洗浄施設	すべてのもの
	(2) こんじょう又はべんがらの洗浄施設	
9 硫酸の製造に用いるもの	亜硫酸ガス冷却洗浄施設	すべてのもの
10 クロム化合物の製造に用いるもの	(1) 分 離 施 設	すべてのもの
	(2) ろ 過 施 設	
11 バリウム化合物の製造に用いるもの	(1) 水 ひ 施 設	すべてのもの
	(2) 反 応 施 設	
	(3) ろ 過 施 設	
	(4) 洗 浄 施 設	
12 ヨードの製造に用いるもの	(1) ヨード吸着施設	すべてのもの
	(2) ヨード沈でん施設	
13 活性炭の製造に用いるもの	活性炭洗浄施設	すべてのもの
14 染料医薬中間物、合成染料又は有機性の顔料の製造に用いるもの	(1) 反 応 施 設	すべてのもの
	(2) ろ 過 施 設	
	(3) 分 離 施 設	
15 医薬品の製造に用いるもの	(1) 抗菌性物質製造施設のうち発酵施設	すべてのもの
	(2) 動物成分抽出施設	
	(3) 合 成 施 設	
16 発酵工業製品(食料品を除く。)の製造に用いるもの	(1) 蒸りゆう施設	すべてのもの
	(2) 洗 浄 施 設	
17 アセチレン誘導品の製造に用いるもの	(1) カーバイドを原料として使用するアセチレン製造施設(湿式法に限る。)	すべてのもの
	(2) 洗 浄 施 設	
18 合成樹脂又は天然樹脂の加工に用いるもの	(1) 反 応 施 設	すべてのもの
	(2) 樹脂洗浄施設	

19 農薬の製造に用いるもの	(1) 反 応 施 設	すべてのもの
	(2) ろ 過 施 設	
	(3) 分 離 施 設	
	(4) 洗 浄 施 設	
20 動植物油脂の製造に用いるもの	(1) 吸 着 施 設	すべてのもの
	(2) 洗 浄 施 設	
	(3) 脱 臭 施 設	
21 せっけんの製造に用いるもの	(1) 油脂の酸分解施設	すべてのもの
	(2) 原料油脂洗浄施設	
22 可そ物又は界面活性剤 (合成洗剤を含む。)の製造に用いるもの	(1) 反 応 施 設	すべてのもの
	(2) 混 和 施 設	
23 石油の精製又は廃油の再生に用いるもの	(1) 脱 塩 施 設	すべてのもの
	(2) 洗 浄 施 設	
24 石油化学製品の製造に用いるもの	(1) 石油分解ガス洗浄施設	すべてのもの
	(2) エチルベンゾール洗浄施設	
	(3) アルキルフエノール洗浄施設	
	(4) 塩化ビニール製造施設の うち塩化ビニールと酢酸ビ ニールのコポリマーろ過施 設	
	(5) ポリエチレン製造施設の うち溶剤洗浄施設	
	(6) アセトアルデヒド製造施 設	
	(7) ポリ酢酸ビニールのけん 化施設	
	(8) ポリスチレン製造施設の うちポリマーろ過施設	
	(9) アクリロニトリル製造施 設	
	(10) オクタノール製造施設の うち蒸りゆう施設	

	(11) ブタジエン抽出施設のうちポリマー除去施設 (12) 合成ゴム製造施設のうちポリマーろ過施設 (13) エタノール合成施設 (14) ラクトム製造施設のうちシクロヘキサン酸化施設	
25 コークス製品の製造に用いるもの	(1) 洗炭施設 (2) コークス炉ガスからのタール及びガス分離施設 (3) コークス炉ガス洗浄施設	すべてのもの
26 コールタール製品の製造に用いるもの	(1) ベンゾール類洗浄施設 (2) コールタール脱水施設 (3) タール酸ソーダ分離施設 (4) 反応施設	すべてのもの
27 窯業土石製品の製造に用いるもの	(1) 水ひ施設 (2) 洗浄施設 (3) 石材の研磨施設 (4) ガラスの研磨施設 (5) ガラスの腐しよく施設 (6) コンクリート製品の成型施設 (7) コンクリート製品の水中養生施設	1日の通常の排水量が10立方メートル以上のもの すべてのもの
28 鉄鋼業に用いるもの	(1) 圧延施設 (2) 廃ガス洗浄施設 (3) 酸又はアルカリによる洗浄施設 (4) メッキ施設	すべてのもの
29 非鉄金属の精錬に用いるもの	アルミニウム、銅、鉛、亜鉛又は水銀の製錬施設のうち電解炉廃ガス洗浄施設	すべてのもの
30 金属製品の製造又は各種の機械及び器具の製造に用いるもの	(1) 酸又はアルカリによる洗浄施設	すべてのもの

	(2) メ ッ キ 施 設	
	(3) 熱 処 理 施 設	
31 印刷版の製造に用いるもの	(1) 酸又はアルカリによる洗浄施設 (2) メ ッ キ 施 設	すべてのもの
32 動物及びその廃棄物を原料とする肥飼料の製造に用いるもの	(1) 蒸 解 施 設 (2) 洗 浄 施 設	すべてのもの
33 皮革の製造に用いるもの	(1) 水 漬 け 施 設 (2) 石 灰 漬 け 施 設 (3) 洗 浄 施 設 (4) クロム浴施設 (5) タンニン漬け施設 (6) 染 色 施 設	すべてのもの
34 豚の飼育に用いるもの	ふん尿の廃棄施設(貯りゆうそうを含む。)又はこれに類するもの	通常の飼育頭数が500頭以上であるもの
35 車両の洗浄に用いるもの	洗 浄 施 設	1日の通常の排水量が100立方メートル以上であるもの

別表第6

騒音を発生する施設又は作業

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
1 工場事業場等に用いるもの(船舶又は車両に設置するもの及び移動式のものを除く。)	(1) デイゼルエンジン及びガソリンエンジン	出力が7.5キロワット以上であるもの
	(2) 粉砕機(塊状物を粉砕するものに限る。)	
	(3) 圧 縮 機	出力が15キロワット以上であるもの
2 製材又は木製品及びパルプの製造に用いるもの	(1) 動力のこぎり機	出力が0.75キロワット以上であるもの
	(2) 動力かんな盤	
	(3) 皮 む き 機	すべてのもの
	(4) 碎 木 機	
3 合成樹脂の加工に用いるもの	(1) 射 出 成 型 機	すべてのもの
	(2) 動 力 切 断 機	出力が3.75キロワット以上であるもの

4 窯業土石製品の製造に用いるもの	(1) コンクリート管又はコンクリート柱製造機	すべてのもの
	(2) コンクリートブロック製造機	
5 金属製品の製造又は各種の機械及び器具の製造に用いるもの	(1) 動力切断機	出力が3.75キロワット以上であるもの
	(2) ホンデンダマシン	
	(3) 鍛造機	槌の重さが100キログラム以上であるもの
	(4) 機械プレス	出力が7.5キロワット以上であるもの
	(5) 打貫機	
	(6) 圧延機	出力が22.5キロワット以上であるもの
	(7) ニューマチックハンマー	すべてのもの
	(8) 型込機	
6 板金及び製かんの作業		厚さ0.5ミリメートル以上の材料を用いるもの
7 デイゼルエンジン又はガソリンエンジンの試運転の作業		出力が7.5キロワット以上であるもの
8 建設又は建築の現場工事に用いるもの(同一の場所において引き続き30日以上作業する場合に限る。)	(1) くい及び矢板打機	動力を用いるもの
	(2) リベット打機	
	(3) ニューマチックハンマー	すべてのもの
9 鉄骨の組立ての作業(建設又は建築の現場作業を除く。)		リベット打ちを伴うもの

別表第7

振動を発生する施設

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
1 工場、事業場等に用いるもの(船舶又は車両に設置するもの及び移動式のものを除く。)	粉碎機(塊状物を粉碎するものに限る。)	出力が7.5キロワット以上であるもの

2 木製品又はパルプの製造に用いるもの	皮むき機	すべてのもの
3 コンクリート製品の製造に用いるもの	(1) コンクリート管又はコンクリート柱製造機	すべてのもの
	(2) コンクリートブロック製造機	
4 金属製品の製造又は各種の機械及び器具の製造に用いるもの	(1) 動力切断機	出力が7.5キロワット以上であるもの
	(2) 機械プレス	
	(3) 打貫機	
	(4) 鍛造機	槌の重さが100キログラム以上であるもの
	(5) 型込機	すべてのもの
5 建設又は建築の現場工事に用いるもの(同一の場所において引き続き30日以上作業する場合に限る。)	くい及び矢板打機	動力を用いるもの

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 2 0 0 円)

茨城県水戸市三ノ丸1丁目5番38号

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所